

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程第5条ただし書き
の規定に基づく基準

令和元年4月1日制定

- 1 経験年数は、次の経験年数換算表により算出した月数を12で除した年数とする。ただし、算出した年数に端数がある場合にはこれを切り捨てる。

経験年数換算表（総合職の職員）

国、地方公共団体、その他の公共的団体の職員として、直接関係あるものと認められる在職期間	10割以下
国、地方公共団体、その他の公共的団体の職員として、上記以外在職期間	8割以下
国、地方公共団体、その他の公共的団体の職員以外の職員として、直接関係あるものと認められる在職期間	8割以下
その他の期間	5割以下

経験年数換算表（専門職の職員）

当該専門職として国、地方公共団体、他の社会福祉協議会の正規の職員としての在職期間	10割以下
当該専門職として長井市及び長井市社会福祉協議会の正規の職員以外の職員としての在職期間	9割以下
当該専門職として長井市及び長井市社会福祉協議会以外の社会福祉施設職員としての在職期間	8割以下
当該専門職以外の専門職として社会福祉施設職員としての在職期間	7割以下
その他の期間	5割以下